

3 畜産第1532号  
令和4年1月21日

近畿農政局生産部長 殿

畜産局畜産振興課長  
飼料課長

国際的なコンテナ輸送の需給逼迫等を背景とした輸入粗飼料の供給状況に対応した技術指導の徹底について

最近の粗飼料の輸入を巡っては、令和2年後半以降の中国から米国向けのコンテナ輸送の急拡大や乾牧草の主要輸出港である北米西海岸の港湾における貨物の滞留等を背景として輸入遅延等が発生しました。特に米国からの輸入量が昨夏以降減少したため、カナダや豪州からの輸入で代替することにより、令和3年の年間の粗飼料輸入量は前年並となったものの、不安定な供給状況が生じています。

このため、輸入粗飼料への依存度が高い一部の地域から、粗飼料の安定供給を求める声が寄せられています。

世界的なコンテナ物流の状況等を踏まえると、当面は粗飼料の輸入遅延の改善が見込めず、需給も逼迫基調で推移する可能性があるため、粗飼料の安定的な確保のために留意すべき事項について、下記のとおりとりまとめましたので、貴局管内各府県に対し、各府県内の牛の飼養者、飼料輸入事業者、関係団体等に技術指導の徹底を図るよう依頼願います。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 牛の飼養者による取組について

(1) 粗飼料給与に係る一般的な事項

- ① 納入は一度に行わず、1日数回に分けて給餌し、残飼が生じないよう努める。
- ② 入手可能な粗飼料への切り替えを行うとともに、必要に応じ飼料設計の見直しを行う。
- ③ 飼料の適切な保管に努め、損耗を防止する。
- ④ 農場残さや食品残さ等の未利用資源を活用する。その際、飼料の安全

性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年 4 月 11 日法律第 35 号）等関連法規に適合していることを確認する。

(2) 当面の粗飼料確保に向けた取組

- ① 仕入先の分散を図り、調達ルートを多様化する。また、粗飼料の流通状況を踏まえ買い占めは行わない。
- ② 田植え前の水田の有効活用等により、エン麦やイタリアンライグラス等を初春に播種するなど、早期に収穫可能な牧草等の作付けにより当面の粗飼料を確保する。
- ③ 稲わらの収集・活用を図る。
- ④ 通常使用している輸入粗飼料の草種が供給不足となった場合の代替飼料について、その影響も含め予め検討しておく。
- ⑤ 配送コンテナを早期に返却する。

(3) 国産飼料の増産に向けた中長期的な取組

自己所有地、借地等を有効活用し、二期作等も検討しつつ可能な範囲で青刈り作物等を栽培し、又は耕種農家や飼料生産組織に生産を依頼することにより、自給飼料生産の開始、作付けの拡大に努める。

## 2 飼料輸入事業者等による取組について

- (1) 仕入先の分散を図り、調達ルートを多様化する。
- (2) 植物防疫や動物検疫のルールに留意しつつ、輸入先国の多角化を図る。
- (3) 牛の飼養者との話し合いにより、
  - ① 通常供給している輸入粗飼料の草種が供給不足となった場合の代替飼料の提案について、その影響も含め予め検討しておく。
  - ② 粗飼料の在庫状況を把握し、輸入粗飼料の到着遅延にも対応できるよう適切な在庫の確保に努める。
- (4) 粗飼料不足が生じた際に、供給余力のある生産者や地域から融通が可能となるよう飼料販売事業者間、飼料輸入事業者間における地域の垣根を超えた調整をしておく。
- (5) 供給余力のある飼料販売事業者等は、代替飼料も含め融通可能な情報を積極的に牛の飼養者や他の飼料販売事業者等に提案する。

## 3 都道府県、生産者団体等による取組について

- (1) 上記 1 及び 2 の取組について、都道府県及び生産者団体は、それぞれの組織において耕種部門と連携し、情報共有や技術指導、畜産農家と耕種農家とのマッチング、広域的な地域間調整など、積極的に協力し、飼料自給率向上の取組を強力に推進する。
- (2) 給与飼料の内容の見直し等の飼料効率向上のための技術的助言を行う。
- (3) 人・農地プラン作成の機会等を利用し、飼料生産基盤となり得る耕作放棄地や転作を検討する水田、後継者のいない農地、公共牧場や畜産試験場

の未利用草地・放牧地、空港・河川敷・公園等の公有地などの土地資源の洗い出しを行う。

(4) 基盤整備等による草地の生産性向上や排水性の改善等による農地の生産性向上、放牧推進、高栄養価・多収品種の飼料作物の導入、コントラクターやTMRセンター等の飼料生産組織の育成・機能強化、スマート機器の導入等を通じて、洗い出した土地資源や既存の飼料生産基盤を最大限活用し、飼料作物の生産・供給を拡大する。この際、活用可能な予算の紹介など、適宜相談ありたい。

<参考資料>

- 輸入乾牧草の輸入・価格動向、稲わらをめぐる状況、植物検疫統計
- 飼料関係予算（下記URL参照）  
[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/shiryo/jikyuu\\_siryo\\_yosan/siryou\\_kannkei\\_yosann.html](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/shiryo/jikyuu_siryo_yosan/siryou_kannkei_yosann.html)

3 畜産第1532号  
令和4年1月21日

中国四国農政局生産部長 殿

畜産局畜産振興課長  
飼料課長

国際的なコンテナ輸送の需給逼迫等を背景とした輸入粗飼料の供給状況に対応した技術指導の徹底について

最近の粗飼料の輸入を巡っては、令和2年後半以降の中国から米国向けのコンテナ輸送の急拡大や乾牧草の主要輸出港である北米西海岸の港湾における貨物の滞留等を背景として輸入遅延等が発生しました。特に米国からの輸入量が昨夏以降減少したため、カナダや豪州からの輸入で代替することにより、令和3年の年間の粗飼料輸入量は前年並となったものの、不安定な供給状況が生じています。

このため、輸入粗飼料への依存度が高い一部の地域から、粗飼料の安定供給を求める声が寄せられています。

世界的なコンテナ物流の状況等を踏まえると、当面は粗飼料の輸入遅延の改善が見込めず、需給も逼迫基調で推移する可能性があるため、粗飼料の安定的な確保のために留意すべき事項について、下記のとおりとりまとめましたので、貴局管内各県に対し、各県内の牛の飼養者、飼料輸入事業者、関係団体等に技術指導の徹底を図るよう依頼願います。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 牛の飼養者による取組について

(1) 粗飼料給与に係る一般的な事項

- ① 納入は一度に行わず、1日数回に分けて給餌し、残飼が生じないよう努める。
- ② 入手可能な粗飼料への切り替えを行うとともに、必要に応じ飼料設計の見直しを行う。
- ③ 飼料の適切な保管に努め、損耗を防止する。
- ④ 農場残さや食品残さ等の未利用資源を活用する。その際、飼料の安全

性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年 4 月 11 日法律第 35 号）等関連法規に適合していることを確認する。

(2) 当面の粗飼料確保に向けた取組

- ① 仕入先の分散を図り、調達ルートを多様化する。また、粗飼料の流通状況を踏まえ買い占めは行わない。
- ② 田植え前の水田の有効活用等により、エン麦やイタリアンライグラス等を初春に播種するなど、早期に収穫可能な牧草等の作付けにより当面の粗飼料を確保する。
- ③ 稲わらの収集・活用を図る。
- ④ 通常使用している輸入粗飼料の草種が供給不足となった場合の代替飼料について、その影響も含め予め検討しておく。
- ⑤ 配送コンテナを早期に返却する。

(3) 国産飼料の増産に向けた中長期的な取組

自己所有地、借地等を有効活用し、二期作等も検討しつつ可能な範囲で青刈り作物等を栽培し、又は耕種農家や飼料生産組織に生産を依頼することにより、自給飼料生産の開始、作付けの拡大に努める。

## 2 飼料輸入事業者等による取組について

- (1) 仕入先の分散を図り、調達ルートを多様化する。
- (2) 植物防疫や動物検疫のルールに留意しつつ、輸入先国の多角化を図る。
- (3) 牛の飼養者との話し合いにより、
  - ① 通常供給している輸入粗飼料の草種が供給不足となった場合の代替飼料の提案について、その影響も含め予め検討しておく。
  - ② 粗飼料の在庫状況を把握し、輸入粗飼料の到着遅延にも対応できるよう適切な在庫の確保に努める。
- (4) 粗飼料不足が生じた際に、供給余力のある生産者や地域から融通が可能となるよう飼料販売事業者間、飼料輸入事業者間における地域の垣根を超えた調整をしておく。
- (5) 供給余力のある飼料販売事業者等は、代替飼料も含め融通可能な情報を積極的に牛の飼養者や他の飼料販売事業者等に提案する。

## 3 都道府県、生産者団体等による取組について

- (1) 上記 1 及び 2 の取組について、都道府県及び生産者団体は、それぞれの組織において耕種部門と連携し、情報共有や技術指導、畜産農家と耕種農家とのマッチング、広域的な地域間調整など、積極的に協力し、飼料自給率向上の取組を強力に推進する。
- (2) 給与飼料の内容の見直し等の飼料効率向上のための技術的助言を行う。
- (3) 人・農地プラン作成の機会等を利用し、飼料生産基盤となり得る耕作放棄地や転作を検討する水田、後継者のいない農地、公共牧場や畜産試験場

の未利用草地・放牧地、空港・河川敷・公園等の公有地などの土地資源の洗い出しを行う。

(4) 基盤整備等による草地の生産性向上や排水性の改善等による農地の生産性向上、放牧推進、高栄養価・多収品種の飼料作物の導入、コントラクターやTMRセンター等の飼料生産組織の育成・機能強化、スマート機器の導入等を通じて、洗い出した土地資源や既存の飼料生産基盤を最大限活用し、飼料作物の生産・供給を拡大する。この際、活用可能な予算の紹介など、適宜相談ありたい。

<参考資料>

- 輸入乾牧草の輸入・価格動向、稲わらをめぐる状況、植物検疫統計
- 飼料関係予算（下記URL参照）  
[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/shiryo/jikyuu\\_siryo\\_yosan/siryou\\_kannkei\\_yosann.html](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/shiryo/jikyuu_siryo_yosan/siryou_kannkei_yosann.html)

3 畜産第1532号  
令和4年1月21日

九州農政局生産部長 殿

畜産局畜産振興課長  
飼料課長

国際的なコンテナ輸送の需給逼迫等を背景とした輸入粗飼料の供給状況に対応した技術指導の徹底について

最近の粗飼料の輸入を巡っては、令和2年後半以降の中国から米国向けのコンテナ輸送の急拡大や乾牧草の主要輸出港である北米西海岸の港湾における貨物の滞留等を背景として輸入遅延等が発生しました。特に米国からの輸入量が昨夏以降減少したため、カナダや豪州からの輸入で代替することにより、令和3年の年間の粗飼料輸入量は前年並となったものの、不安定な供給状況が生じています。

このため、輸入粗飼料への依存度が高い一部の地域から、粗飼料の安定供給を求める声が寄せられています。

世界的なコンテナ物流の状況等を踏まえると、当面は粗飼料の輸入遅延の改善が見込めず、需給も逼迫基調で推移する可能性があるため、粗飼料の安定的な確保のために留意すべき事項について、下記のとおりとりまとめましたので、貴局管内各県に対し、各県内の牛の飼養者、飼料輸入事業者、関係団体等に技術指導の徹底を図るよう依頼願います。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 牛の飼養者による取組について

(1) 粗飼料給与に係る一般的な事項

- ① 納入は一度に行わず、1日数回に分けて給餌し、残飼が生じないよう努める。
- ② 入手可能な粗飼料への切り替えを行うとともに、必要に応じ飼料設計の見直しを行う。
- ③ 飼料の適切な保管に努め、損耗を防止する。
- ④ 農場残さや食品残さ等の未利用資源を活用する。その際、飼料の安全

性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年 4 月 11 日法律第 35 号）等関連法規に適合していることを確認する。

(2) 当面の粗飼料確保に向けた取組

- ① 仕入先の分散を図り、調達ルートを多様化する。また、粗飼料の流通状況を踏まえ買い占めは行わない。
- ② 田植え前の水田の有効活用等により、エン麦やイタリアンライグラス等を初春に播種するなど、早期に収穫可能な牧草等の作付けにより当面の粗飼料を確保する。
- ③ 稲わらの収集・活用を図る。
- ④ 通常使用している輸入粗飼料の草種が供給不足となった場合の代替飼料について、その影響も含め予め検討しておく。
- ⑤ 配送コンテナを早期に返却する。

(3) 国産飼料の増産に向けた中長期的な取組

自己所有地、借地等を有効活用し、二期作等も検討しつつ可能な範囲で青刈り作物等を栽培し、又は耕種農家や飼料生産組織に生産を依頼することにより、自給飼料生産の開始、作付けの拡大に努める。

## 2 飼料輸入事業者等による取組について

- (1) 仕入先の分散を図り、調達ルートを多様化する。
- (2) 植物防疫や動物検疫のルールに留意しつつ、輸入先国の多角化を図る。
- (3) 牛の飼養者との話し合いにより、
  - ① 通常供給している輸入粗飼料の草種が供給不足となった場合の代替飼料の提案について、その影響も含め予め検討しておく。
  - ② 粗飼料の在庫状況を把握し、輸入粗飼料の到着遅延にも対応できるよう適切な在庫の確保に努める。
- (4) 粗飼料不足が生じた際に、供給余力のある生産者や地域から融通が可能となるよう飼料販売事業者間、飼料輸入事業者間における地域の垣根を超えた調整をしておく。
- (5) 供給余力のある飼料販売事業者等は、代替飼料も含め融通可能な情報を積極的に牛の飼養者や他の飼料販売事業者等に提案する。

## 3 都道府県、生産者団体等による取組について

- (1) 上記 1 及び 2 の取組について、都道府県及び生産者団体は、それぞれの組織において耕種部門と連携し、情報共有や技術指導、畜産農家と耕種農家とのマッチング、広域的な地域間調整など、積極的に協力し、飼料自給率向上の取組を強力に推進する。
- (2) 給与飼料の内容の見直し等の飼料効率向上のための技術的助言を行う。
- (3) 人・農地プラン作成の機会等を利用し、飼料生産基盤となり得る耕作放棄地や転作を検討する水田、後継者のいない農地、公共牧場や畜産試験場

の未利用草地・放牧地、空港・河川敷・公園等の公有地などの土地資源の洗い出しを行う。

(4) 基盤整備等による草地の生産性向上や排水性の改善等による農地の生産性向上、放牧推進、高栄養価・多収品種の飼料作物の導入、コントラクターやTMRセンター等の飼料生産組織の育成・機能強化、スマート機器の導入等を通じて、洗い出した土地資源や既存の飼料生産基盤を最大限活用し、飼料作物の生産・供給を拡大する。この際、活用可能な予算の紹介など、適宜相談ありたい。

<参考資料>

- 輸入乾牧草の輸入・価格動向、稲わらをめぐる状況、植物検疫統計
- 飼料関係予算（下記URL参照）  
[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/shiryo/jikyuu\\_siryo\\_yosan/siryou\\_kannkei\\_yosann.html](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/shiryo/jikyuu_siryo_yosan/siryou_kannkei_yosann.html)